

別 紙

答申第19号（諮問第23号）

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が本件異議申立ての対象となった個人情報非開示決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年11月24日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。
- (2) 本件個人情報開示請求の内容
「平成 年 月から平成 年 月までの間で、「教育委員会」に提出された、または扱われた私に関する書類、書面、資料、テープ録音及びそれに類する記録もあればそれも含むの全部の開示及び同上の期間での「教育委員会会議」で扱われたもの及び全記録の全部の開示」
- (3) この請求に対して、実施機関は同年12月8日開示請求に係る公文書が著しく大量にあることを理由に決定の期限を平成19年8月31日まで延長する通知を行った。
- (4) 実施機関は、平成 年 月から平成 年 月分について、条例上の適用を受けない事務であるという理由により平成19年7月5日付けで非開示決定を行った。
- (5) この決定に対して、異議申立人は、本件個人情報の非開示を不服として同年7月9日に異議申立てを行った。
- (6) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、同年8月8日付けで当審査会へ諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件非開示決定処分を取り消し、本件個人情報の全部開示を求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。
ア 条例第4条第2項第1号は、異議申立人のように本人請求による本人の個人情報の時には開示されるべきであり、条例が不備があるいはその解釈の問題である。
イ 条例第11条第1項は、むしろ異議申立人の請求のためにあるようなものである。
ウ 自己情報をコントロールする権利の保障に関わることで、個人情報の本人開示が保障されるべきであり、情報の原則公開をきっちり行ってもらいたい。公開された例（答申）もある。
エ 「憲法」に基づく、国民（県民）の「知る権利」がある。
オ 公開・開示による不利益が、非開示による利益を超えているとは言えないので

開示すべきである。

カ 一人の職業上の重大な決定、認定に関わる管理職等での意思形成過程を説明してもらいたい。

キ 非公開が前提のもので、それらを非公開とする理由とはなり得ない。よって、情報の原則公開を厳格に適用してもらい、公開されるべきである。

ク 人事に関することを、実施機関は本人には了解なく新聞発表とし公とした。このことの矛盾を考えてもらいたい。異議申立人の利益権利も考えてもらいたい。

ケ 不利益を被った者へこそ、逐次の公開が必要なのである。

コ 条例第15条により、異議申立人の利益権利のために、全部の開示をしてもらうべきものである。異議申立人の権利利益を保護するために、本人の情報を得るのは当然の権利である。

4 実施機関の主張

実施機関から提出された非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

開示請求の対象となった教育委員会会議での審議事項については、人事に関することとして取り扱っている。このことは、条例第4条第2項第1号に定める人事に関する事務であるため、条例第11条第1項により条例の適用外として非開示とした。

5 審査会の判断

(1) 条例第11条第1項について

条例第11条第1項では、何人に対しても、公文書に記録されている自己の個人情報について開示請求をする権利を認めているが、同時に開示請求の対象となる個人情報から条例第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除くこととしている。

条例第4条第2項第1号に掲げる事務とは、県の職員及び市町村立学校給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務である。

(2) 本件請求に係る個人情報について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項では、教育委員会の会議は原則公開であるが、例外として人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができることとされている。そこで、当審査会で、本件請求に係る個人情報が記録されている公文書を見分したところ、いずれも人事に関する事案として非公開で審議されていた。これらに係る事務は条例第4条第2項第1号に掲げる人事に関する事務であると認められる。

(3) 実施機関の処分の妥当性について

条例第11条第1項では、開示請求の対象となる情報から条例第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除くことを規定している。そして、本件請求に係る個人情報については、前述のとおり条例第4条第2項第1号に掲げる人事に関する事務に係るものであると認められるため、当審査会は、本件請求に係る個人情報を開示請求の対象とはならないものと判断する。

したがって、本件請求に係る個人情報を条例の適用外として非開示とした実施機関の処分は妥当であると認められる。

なお、異議申立人は、意見書において様々な主張をしているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、現行条例では、職員等又は職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報(以下「人事等情報」という)を開示請求の対象から除外している。これらの情報については、使用者である県と被使用者である職員との関係に基づく内部管理情報であり、これらの情報の開示を求めることを権利として認める場合、他の県民等との関係において権利の一部に均衡を欠くことから、開示請求の対象から除くものとされている。

しかし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が平成17年4月から完全施行されており、民間の個人情報取扱事業者の従業員に関する個人情報については開示請求の対象とされていることからすると、他の県民等との関係において権利の一部に均衡を欠くという説明はもはや成り立たない。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)においても、人事等情報を開示請求の対象から除外していない。

確かに、人事等情報は県の内部管理情報ではあるが、一方で適正管理を義務づけられた県の保有する個人情報であることに変わりはない。したがって、上記の新たな状況を踏まえると、他の個人情報と同様に開示請求の対象とするよう条例の見直しを検討されるよう望みたい。

(諮問第 2 3 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 8 月 8 日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成 1 9 年 9 月 6 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 1 9 年 9 月 2 5 日	異議申立人の意見書を受理
平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 2 0 年 1 月 1 0 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 0 年 2 月 7 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 0 年 3 月 1 3 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 0 年 5 月 2 8 日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	